

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	内閣府		
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税（外形）</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（都市計画税、特別土地保有税、その他の関連する税目・徴収規定等）</span>				
要望項目名	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 （※文部科学省、厚生労働省と共同要望）				
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要である。</li> <li>○ また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li>○ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成22年前半を目処に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。</li> <li>○ これを受け、平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</li> <li>※子ども・子育て新システムについては、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年度の施行を目指す。</li> <li>○ 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。</li> </ul>				
関係条文					
減収見込額	（初年度）	（－）	（平年度）	（－）	（単位：百万円）

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要である。</p> <p>○ また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することとしており、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現するためには、新システムの子ども・子育て支援対策について、税制上の所要の措置を講じることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>担当者等(連絡先)</p>	<p>担当課：政策統括官（共生社会政策担当）少子化対策担当  （参事官）藤原 朋子 （参事官補佐）杉田 香子 （担当）塚田 晃成  電話：（代表）03-5253-2111（内線）担当 44158（直通）03-3581-1403（FAX）03-3581-0992  担当メールアドレス：akinari.i.tsukada@cao.go.jp</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(政策分野) 共生社会政策 (政策) 共生社会実現のための施策の推進
	政策の達成目標	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
	ページ	8—2

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-